

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

クラフトパーク廃水処理設備機器の部品取替作業等業務委託

### 2 契約相手方

株式会社ゼオ

### 3 特名随意契約理由

クラフトパークについては、当該施設の開設から 25 年を経過し、各種設備の老朽化が進んでいるため、故障が発生するたびに応急処置や緊急補修等の対応を行ってきた。

クラフトパークには 1999 年 6 月設置の糞尿廃水処理設備と染色廃水処理設備があり、それぞれの工程を経てようやく排水可能な水質に浄化している。処理に際して各工程の一部でも不具合があれば、排水できなくなるため施設運営に多大な悪影響を及ぼすことになる。

糞尿廃水処理設備は、原水ポンプのほか仕様書記載の部品が耐用年数を超え取替える必要がある。染色廃水処理設備も、同様に水中攪拌ポンプ等仕様書記載の部品を取替える必要がある。

当該施設は有料施設であり、利用料金制を導入して運営していることから、市民サービスの低下をきたさないよう、また指定管理者にも不利益を及ぼすことのないよう当該機器を整備する必要があるが、廃水処理設備は、上記業者と令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで「廃水処理設備濾過設備保守点検業務委託」契約を締結している対象設備であり、上記以外の業者が取替作業を行った場合、責任の所在が不明確となり、取替作業後の保証ができない。

上記業者は、開設当初同設備の構築を独自の技術により設計しており、同設備の状態及び作業内容の詳細を熟知し、設備の老朽化に伴う応急処置や緊急修理等の実施など長年のノウハウで設備を停止することなく維持してきた。取替作業後の保守点検業務にも影響を及ぼさないことから、事業運営に支障をきたすことなく機器保守を実施することができる。

以上のことから、利用者及び指定管理者に不利益を及ぼすことなく当該設備の部品取替業務を実施できるのは上記業者しかいないため、株式会社ゼオとの随意契約を実施する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当

### 5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 6539-3352）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立東淀川図書館清掃業務委託 長期継続（その2）

### 2 契約の相手方

有限会社フォワード

### 3 随意契約理由

本案件は、大阪市立東淀川図書館において、日常清掃及び定期清掃業務を行うものであり、現在の契約が令和7年3月31日で履行期限を迎えるため、令和7年2月13日に契約管財局において入札執行し、落札業者が決定していたが、落札業者に不正又は不誠実な行為が判明したことから、令和7年3月12日から令和7年9月11日まで、競争入札参加停止措置が取られたことで、大阪市契約規則第32条第2項の規定（契約が確定する前において、落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適切であると認められるときは、契約管財局長は契約の締結を行わないものとする）により、契約の締結を行わないこととなった。

そのため、大阪市随意契約ガイドラインに則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により、競争入札における落札金額の制限内で契約を行わなければならないこと、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできないことを要件とし、入札参加者の中から次順位の上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第9号

### 5 担当部署

大阪市教育委員会中央図書館総務担当

（電話番号 06-6539-3315）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）警備機器にかかるセンサー設置変更業務委託（その10）

### 2 契約の相手方

国際セーフティー株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）については、委託業者国際セーフティー株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課  
（電話番号 06-6208-9081）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（5ブロック）警備機器にかかるセンサー設置変更業務委託（その18）

### 2 契約の相手方

セコム株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（5ブロック）については、委託業者セコム株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課  
（電話番号 06-6208-9094）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（5ブロック）警備機器にかかるセンサー設置変更業務委託（その19）

### 2 契約の相手方

セコム株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（5ブロック）については、委託業者セコム株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課  
（電話番号 06-6208-9094）